

国民健康保険についてのお知らせ



加入・離脱の届け出を忘れずに

退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険（国保）の加入や離脱には届け出が必要です。

届出が必要なとき		手続きに必要な物	
加入	他の市区町村から吉岡町へ転入してきた	印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード 来庁者の本人確認書類（運転免許証など）
	子どもが生まれた		
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	印鑑、社会保険離脱証明書	
	生活保護を受けなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書	
離脱	外国人住民で住民票が作成された（在留期間が3カ月を超えるなど）	印鑑、特別永住者証明書または在留カード（外国人登録証明書）、パスポート	
	他の市区町村に転出する	印鑑、保険証	
	死亡した	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入されたもの）	
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	印鑑、保険証、保護開始決定通知書	
その他	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証	
	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証、在学証明書か学生証の写し	

●届け出が遅れると

加入の届け出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。離脱の届け出が遅れると、本来納める必要の無い国保税が課税され続けてしまう場合がありますので、忘れずに届け出をしてください。

国保の手続きにはマイナンバーが必要です

国保の加入・離脱をはじめ、各種手続きでは、世帯主および対象者（異動する人や医療を受けた人など）全員のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。

- 国民健康保険の加入・離脱の届け出
- 保険証の再交付申請
- 限度額認定証の交付申請
- 高額療養費の支給申請
- 療養費の支給申請
- など

▶ 問い合わせ先 健康福祉課 保険室 ☎ 26-2249(直通)

国保加入者の入院時の食事代が変わります

所得区分	標準負担額	
	平成30年3月まで	平成30年4月から
①一般(②・③以外)	360円	460円
②住民税非課税世帯 (同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の人)	90日までの入院	210円
	過去12カ月間で91日以上入院	160円
③住民税非課税世帯で、収入から必要経費・控除を差し引くと所得が0となる世帯に属する70歳以上の人	100円	変更なし

入院時の食事代は、標準負担額までは自己負担で、残りの費用は国保が負担しています。4月から、一般世帯の一食あたりの標準負担額が引き上げられます。

また、65歳以上の人が療養病床に入院したときの居住費で、入院医療の必要性が高い人などは、平成30年4月から一食あたり**370円**（3月以前200円）を負担することになります。
※療養病床とは、病状が安定している慢性期の患者の長期療養を目的として医療措置やリハビリなどのサービスを受ける病床です。

▶ 問い合わせ先
健康福祉課 保険室 ☎ 26-2249(直通)